

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省26-6-3)

施策名	6-3 商取引安全	担当部局名	商務流通保安グループ 商取引監督課/商取引・消費経済政策課	政策評価実施予定時期	平成27年8月
施策の概要	商品先物取引法、割賦販売法等の関連法令を整備し、適切な執行を行うことで、商取引の適正化を行う。			政策体系上の位置付け	6 保安・安全
達成すべき目標	商品・サービスを安心して取引できる市場環境を実現する。			目標設定の考え方・根拠	-
施策の予算額(執行額) (百万円)	24年度	25年度	26年度	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-
	519の内数 (406の内数)	483の内数 (372の内数)	484の内数		

【測定指標】

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標(項目)の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 クレジット取引に関する相談件数	390	24年度	前年度比減	30年度	-	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	消費者被害の発生の度合いを見ることにより、法の適切な執行が行われているか測定が可能。消費者被害の発生の度合いは、消費者からの相談件数に直結するため、当該測定指標を設定した。また、目標値は具体的な数値を示すことは困難であるが、前年度より相談件数が減少することにより、法が適切に執行されたと見なすことが出来る。
					390	415	-	-	-	-	-	
2 商品取引に関する相談件数	900	24年度	前年度比減	30年度	-	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	
					900	868	-	-	-	-	-	
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
3 割賦販売法の施行状況	割賦販売法の着実な執行		26年度		消費者が商品・サービスを安心して取引できる市場環境を実現するためには、取引が適正に行われるよう制度整備が行われ、またその制度が適切に執行されることが必要である。割賦販売法、商品先物取引法の適切な思考を通じて目標の達成を図っていくことが適切であるため、左記目標を設定。							
4 商品先物取引法の施行状況	商品先物取引法の着実な執行		26年度									

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始年度	関連する指標	達成手段の概要等	再掲	平成26年 行政事業 レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度					
1 証券監督者国際機構(IOSCO)分担金	3 (3)	3 (3)	4	平成10年度	-	商品先物市場監督当局の国際的な連携強化を目的とするIOSCOの分担金である。	-	0556
2 商取引適正化・製品安全対策事業	508 (397)	473 (364)	473	平成21年度	-	①商取引適正化・製品安全に係る調査研究 ②商取引適正化・製品安全に係る普及・啓発事業 ③製品安全関連法の施行	6-2 製品安全	0557
3 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(商品先物取引法に基づく委託者保護基金)	-	-	-	平成21年度	3	商品先物取引業者が破綻し、委託者に対する資産の返還が出来ない場合に、委託者保護基金はこれを補てんする、ペイオフのための財源として委託者保護資金制度を設けている。この制度の財源の維持・充実に図るため委託者保護基金の会員である商品先物取引業者が納付する負担金の損金算入を可能とする。	-	-
4 割賦販売法の適切な運用	-	-	-	昭和36年度	2	割賦販売等に係る取引の公正の確保、購入者等が受けることのある損害の防止及びクレジットカード番号等の適切な管理に必要な措置を講ずることにより、割賦販売等に係る取引の健全な発達を図るとともに、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にし、もって国民経済の発展に寄与することを目的とする法律。	-	-

5	商品先物取引法の適切な運用	-	-	-	昭和25年度	3	商品取引所の組織、商品市場における取引の管理等について定め、その健全な運営を確保するとともに、商品先物取引業を行う者の業務の適正な運営を確保すること等により、商品の価格の形成及び売買その他の取引並びに商品市場における取引等の受託等を公正にするとともに、商品の生産及び流通を円滑にし、もって国民経済の健全な発展及び商品市場における取引等の受託等における委託者等の保護に資することを目的とする法律。	-	-
6	商品先物取引業者等の監督の基本指針の適切な運用	-	-	-	平成24年度	3	商品先物取引法における事業者に対する監督指針。	-	-
7	商品投資に係る事業の規制に関する法律の適切な運用	-	-	-	平成3年度	3	商品投資事業(商品市場へ投資を行うファンドの販売又は同市場への投資判断を行う事業)を規制する法律。	-	-
8	犯罪による収益移転防止に関する法律の適切な運用	-	-	-	平成19年度	2.3	特定事業者による顧客等の本人確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする法律。	-	-